川口市監査告示第１８号

地方自治法第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和７年６月１３日

川口市監査委員　澤野　高雄

同　金井　　洋

同　福田　洋子

同　青山　聖子

住民監査請求監査結果

第１　請求の受付

１　請求人

（略）

２　請求書の提出日

令和７年４月１５日

３　請求の内容

川口市職員措置請求書

地方自治法第２４２条第１項の規定により、以下につき別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

１．川口市長に関する措置請求の要旨

建設中の川口市美術館の指定管理者として、川口市長により選定されたグループ４社のうち代表社：株式会社２１世紀文化芸術研究室の代表である岡村睦美氏は、当該美術館に係る審議会のアドバイザーであった。氏は美術品売買を生業としているが、川口市長が、公共事業たる美術館建設の企画立案の場に画商を招請して任用していたことには疑義がある。

また、公共事業の企画立案に携わった者が代表を務める事業者を、指定管理者として引き続き当該事業そのものの運営に関わらせ、代価として公費を受領させることは、不適切である。すなわち、市側が支出を予定する本件の指定管理料は、公金の使途としては不当な支出である。

アドバイザー任用、及び指定管理者の選定の経緯や判断、当該諸支出の用途、明細、目的についてその詳細を明らかにし、既になされた不当な支出の返還、並びに今後に予定される不当な支出の差し止め、指定管理の取り消し

が行われるよう、適切な措置を求める。

２．請求の内容

（１）審議会におけるアドバイザー参加に関する件

２０２６年春のオープンにむけて現在建設中の川口市美術館の指定管理者として、川口市長により選定されたグループ４社のうち、代表社：株式会社２１世紀文化芸術研究室の代表　岡村睦美氏は、当該美術館に係る審議会のアドバイザーであったことが当会による今般のネット調査（２０２５年４月）によって判明した。

美術館建設計画の審議を行う「川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会」（第１回：２０１８年７月１２日～第１１回：２０２０年２月２８日）においては、審議委員のほかに、審議会では異例といえるアドバイザーの席が設けられていた。その席には、株式会社２１世紀文化芸術研究室の代表　岡村睦美氏が就いていたのである。

審議会は、市長からの負託を受けて、当該事業の構想から施設建設の計画、運営に係る考え方などを審議して答申する、本件事業の「重要な方向性」を打ち出す機関である。その審議会において、正式な委員のほかに、異例ともいえるアドバイザーの席をわざわざ置き、そこに岡村睦美氏を招請したことに、そもそもの疑義がある。

岡村氏はそもそもＡ社を営む画商であり、美術品の販売を生業している。

本件のような美術館で扱うものは画商にとっては「商品」であり、従って、美術館の設立に深く関わることが岡村氏の事業に利することは否めない。

つまり、私的事業に向けた利益誘導行う立場を、審議会を通じて得ているのではないだろうか、との疑義が生じる。

以上の点について、当該審議会でのアドバイザーの必要性（当該事業の専門家である点以外）及び特に公共事業に私的利益を挟まぬようにする適切さ、また、その任用の正当性についての具体詳細を明らかにされ、任用等に伴う費用の返還を求めたい。

（２）指定管理者への選定に関する件

昨年２０２４年１２月度の川口市議会を経て、川口市長は以下の４事業者によるグループ（：「アートがつなぐ 川口の未来」）に、２０２６年オープン予定の川口市美術館の指定管理者を任せることとした。

○　グループ：「アートがつなぐ 川口の未来」参加社

・株式会社２１世紀文化芸術研究室（グループ代表）
・株式会社日環サービス
・株式会社埼玉新聞社
・株式会社テレビ埼玉

グループ代表である株式会社２１世紀文化芸術研究室（２０２０年９月設立）は、設立後わずかの法人で、主な売上が市の２施設（アトリア・旧田中家住宅）の指定管理料であるため、その財務基盤の弱さや美術館の運営実績がないことの指摘がある中での選出となった。

また、同社代表取締役の岡村睦美氏は、前述の通り当該美術館建設に係る審議会の当初よりのアドバイザーであった。

公共事業の企画立案に深く携わった者に、引き続いてその事業の運営に関与させること、また、公費を受領して当該事業の一部を請け負わせることには、一般に極めて慎重でなくてはならないはずである。曰く、証券取引の場においてインサイダー取引が極めて厳しく取り締まられている現状を鑑みれば、公共事業において、その立案からの諸事情を知る者が代表を務める事業者に当該事業で生ずる利得を得させることは、現にこれを慎ませねばならない。

これを安易に判断して、公共事業における利得の一部を、当該事業の事情を知る一民間業者に徒に取得させることは、不適切かつ不当である。すなわち、市側が今般支出する予定の美術館指定管理料は、公金の使途としては不当な支出であり、その支出行為がなされることが相当の確実さをもって予測される。

３．まとめ

以上、本件における川口市長の一連の対応においては、一部業者の利益をのみ優先させた不当行為が見られる。従って、当該業者代表の審議会へのアドバイザー任用、並びに当該業者が指定管理業者に決定された判断、更には、

審議会へのアドザイザー任用により支出された費用、並びに指定管理のため今後に予定される支出の内容及び根拠を、監査により明らかにし、支出された費用はその返還について、また、指定管理の差し止め、取り消しを含めて、適切な処置を求める。

３．請求日　２０２５年４月１５日

４．請求者

（略）

川口市監査委員　各位

（以上、川口市職員措置請求書の原文を掲載）

別紙事実証明書

①株式会社２１世紀文化芸術研究室ホームページより「会社概要ほか」

②Ａ社ホームページより「会社概要ほか」

③市ホームページより「川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会　出席者」ほか

４　請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項及び第２項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和７年４月１５日付けでこれを受理することを決定した。

５　監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第１９９条の２の規定による除斥の対象とならない。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

監査対象事項を川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会（以下「美術館審議会」という。）におけるアドバイザーの任用等に関する事務及び川口市立美術館（以下「本件美術館」という。）の指定管理者の指定等に関する事務とした。

２　監査対象部局

監査対象部局を川口市企画財政部及び市民生活部とした。

３　監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

４　請求人の証拠の提出及び陳述

法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は令和７年５月２２日に陳述を行った。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、職員措置請求書の補足として、特定の人物が企画立案から関与することは、地方公共団体と民間事業者の当事者間の関係が不用意に縮まってしまうことも否めない一面があることから注意を必要とすること、公共事業から利を得ることが不当不正な取引に該当する可能性があることなどを理由に、慎重な調査と適切な措置を求めるものであった。

５　関係職員からの陳述聴取等

関係職員である企画財政部職員及び市民生活部職員に対し、令和７年５月２２日に事実確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

（１）美術館審議会におけるアドバイザーの任用等について

美術館審議会におけるアドバイザーの任用は、川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例（平成３０年条例第２３号）により、関係者の出

席を求めて、その意見を聴くことが認められている。また、本件美術館の建設は専門性の高い事業であり、専門的な知識や意見を聴くことで美術館審議会の議論をより高めるためにアドバイザーの任用は必要である。

なお、美術館審議会においてのアドバイザーの発言は、会議の議論を支援するためのものであり、私的事業の利益誘導には繋がらない。

（２）指定管理者の指定の経緯と手続について

市民生活部としては、本件美術館の指定管理者の選定手続については、市の指針に則って公募選定という過程を踏んでいる。

企画財政部としては、本件美術館の指定管理者の指定手続については、施設の所管部局が候補者を選定した後に、企画財政部が所管する川口市指定管理者候補者選定及び評価会議（以下「選定等会議」という。）において、候補者の指定に関する意見又は提言を行っており、本件美術館の指定管理者の選定における経緯については、選定に定められた基準に則り、適正に行われているものと認識している。

（３）関係法令等の遵守について

企画財政部及び市民生活部のいずれにおいても、関係法令等に則り、選定から指定に至るまでの一連の手続は、違法又は不当ではないという見解であった。

６　監査の期間

令和７年４月１５日から令和７年６月１３日まで

第３　監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求のうち、美術館審議会におけるアドバイザーの任用等に係る部分については、請求の要件を審査した結果、法第２４２条に規定する要件を具備しないものと判断し、監査を実施しないこととし、本件美術館の指定管理者の指定等に係る部分については、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（要件を具備しないもの及び理由がないものと認める理由）について述べる。

１　事実関係の確認

関係職員である企画財政部職員及び市民生活部職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（１）美術館審議会におけるアドバイザー任用等について

ア　美術館審議会について

本件美術館の建設に向けた基本構想・基本計画の策定に関する事項を調査審議する美術館審議会を新たに設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、平成３０年３月市議会定例会において、議案第６３号として「川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例」が提出され、同月２６日に可決、同月２９日に公布、同年４月１日に施行された。

同条例では、第３条で、美術館審議会は委員１５人以内をもって組織し、第４条で、委員は、市民、市民の民間団体から選出された者、知識経験者及び美術関係者のうちから教育委員会が委嘱し、また、第８条で、美術館審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができると規定されている。

また、同条例の附則において、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が行われ、美術館審議会の会長の報酬は日額７，８００円、委員の報酬は日額７，２００円とされた。

なお、美術館審議会の開催状況等は、以下のとおりである。

第１回　平成３０年７月１２日（木）

（内容）

委嘱書交付

上位計画・関連計画等について

今後のスケジュールについて等

第２回　平成３０年１０月５日（金）

（内容）

市民ニーズの把握について

川口市美術館のめざす姿について等

第３回　平成３０年１１月２８日（水）

（内容）

川口市美術館のめざす姿（案）について等

第４回　平成３１年１月３１日（水）

（内容）

事業活動を実現するための施設機能の考え方（案）について

第５回　平成３１年３月１４日（木）

（内容）

川口市美術館建設基本構想素案について

第６回　令和元年５月１５日（水）

（内容）

川口市美術館建設基本構想（案）について

第７回　令和元年８月６日（火）

（内容）

施設計画に向けた基本的な考え方について等

第８回　令和元年１０月２３日（水）

（内容）

基本構想実現のために必要な建物の仕様、規模等

第９回　令和元年１１月２７日（水）

（内容）

建設用地の検討について

第１０回　令和２年１月２９日（水）

（内容）

建設用地・管理運営について

第１１回　令和２年２月２８日（金）

（内容）

川口市美術館建設基本計画（案）について

イ　美術館審議会におけるアドバイザー等について

美術館審議会は、川口市初の美術館建設に向けた基本構想・基本計画の策定という専門性の高い内容を審議することから、資料作成のための打合せ等も想定し、アドバイザーを設置することとした。

そして、当時、文化芸術事業の振興を推進している団体の専務理事であり、２０年にわたり川口市内で画廊を経営し、展覧会を企画するなど川口市の文化芸術に深く関わる活動を行っている岡村睦美氏（以下「岡村氏」という。）に当該アドバイザーへの就任を依頼した。

なお、アドバイザーへの報酬については、美術館審議会の委員に準じて、日額７，２００円とした。

岡村氏は、専門的な知識や意見を提供する立場として、第１回及び第３回から第１１回までの合計１０回にわたり美術館審議会に出席し、川口市長は、平成３０年１１月２０日から令和２年３月１３日までの間に、合計７２，０００円の報償金を支出した。

（２）本件美術館の指定管理者の指定等について

ア　法令の定め

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設けるものとされ（法第２４４条第１項）、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（法第２４４条の２第３項）。

普通地方公共団体が、指定管理者の指定をしようとするときは、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならず（同条第６項）、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項についても条例で規定する必要がある（同条第４項）。

イ　条例の定め

川口市長は、法第２４４条の２第３項及び川口市立美術館設置及び管理条例（令和６年条例第４３号）第４条の規定により、本件美術館の管理を川口市長が指定する法人その他の団体（指定管理者）に行わせるものとされ、川口市長は、川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年条例第１１号。以下「指定手続条例」という。）第２条の規定により、指定管理者を指定しようとするときは、公募し、指定手続条例第４条の規定により、選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとされている。

ウ　指定管理者制度の導入について

令和５年５月９日に川口駅西口周辺の文化芸術拠点活用について、川口市長が川口市文化芸術審議会に対し諮問を行い、同年１２月２７日に同審議会から川口市長に対し、本件美術館の運営形態については「指定管理者制度が望ましい」旨の意見書が提出された。

その後、令和６年３月２８日から同年５月１日までの間に、川口市副市長及び関係部長で組織する美術館運営庁内会議において３回にわたり協議が行われ、本件美術館の運営形態は「指定管理が望ましい」と判断され、同月７日に「美術館の指定管理者制度導入について」川口市長の決裁により意思決定が行われた。

エ　指定管理者の指定手続等について

（ア）市民生活部における指定管理者候補者選定手続について

本件美術館の所管部局である市民生活部は、指定手続条例を受けて定められた「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議設置要綱」及び「川口市指定管理者制度運用指針」（以下「運用指針」という。）に基づき、市民生活部長のほか税理士等の外部有識者５人の６人で構成する市民生活部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置した。

同年８月２６日に開催された第２回専門委員会において、本件美術館の指定管理候補者の選定に当たっては公募とすること、指定期間を約５年２か月とすること、指定期間における指定管理料の上限額を９

億７，２５０万円などとする募集要項、選定基準等について審議がなされ、了承された。

川口市長は、同年９月２日、川口市の公式ホームページに、募集要項等を同日から１０月３１日まで掲載し、募集要項等に関する質問を９月２日から同月１７日までメールにて受け付けること、質問と回答を同月３０日までに掲載すること、参加意思表明書の提出は同日までに郵送又は持参すること、指定申請書等は１０月１日から同月３１日までに持参することなどについて公表した。

同年９月２７日に岡村氏が代表取締役を務める株式会社２１世紀文化芸術研究室から川口市長あてに参加意思表明書が提出され、同年１０月３０日に株式会社日環サービス、株式会社埼玉新聞社及び株式会社テレビ埼玉、代表団体として株式会社２１世紀文化芸術研究室の４社で構成する「アートがつなぐ　川口の未来」（以下「本件団体」という。）から川口市長あてに指定管理者指定申請書が提出された。

なお、参加意思表明書及び指定管理者指定申請書を提出した事業者は、本件団体のみであった。

同年１１月２６日に開催された第３回専門委員会において、本件団体から提出された事業計画書、収支計画書、財務分析表等を基に、①管理運営方針が公の施設として適切であるか、②利用者に平等な利用の確保を行うことができるか、③施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができるか、④施設管理を安定して行う能力を有しているか、⑤管理経費縮減等の提案・計画が適切であるか、⑥美術館の事業運営を適切に行うことができるか、⑦経費及び収入の提案・計画が適切であるかの７つの審査項目について、第１次審査（書面審査）を実施し、７８０点満点中６１５点で、全ての項目において基準点未満のものはないという結果となった。

同年１２月２日に開催された第４回専門委員会において、第２次審査として、本件団体によるプレゼンテーションと質疑応答を実施し、第１次審査と同様の７つの審査項目について、７８０点満点中６２１点で、すべての項目において基準点未満のものはないという結果となり、専門委員会として本件団体を本件美術館の第１位指定管理者候補

者として、選定等会議に報告する旨、了承された。

（イ）選定等会議における手続について

令和７年１月２８日に開催された川口市副市長２人のほか弁護士、税理士等の外部有識者８人の１０人で構成する第２回選定等会議において、美術館に係る指定管理者候補者の選定が議題とされ、専門委員会として本件団体を本件美術館の第１位指定管理者候補者としたことについて、「所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているもの」と判断され、その旨、同年２月４日に川口市長あてに報告された。

（ウ）その後の手続について

同月１３日に、川口市長は本件団体あてに「川口市立美術館に係る指定管理者候補者の選定及び仮協定の締結について」を通知し、同月２５日に、川口市は本件団体との間で「川口市立美術館の管理に関する仮協定書」を締結した。

川口市議会は、同年３月４日に、美術館管理運営業務として令和６年度から令和１２年度までの期間に９億７，２２０万円を限度額とする債務負担行為を追加する内容を含む令和６年度川口市一般会計補正予算及び本件団体を令和８年１月２４日から令和１３年３月３１日まで本件美術館の指定管理者に指定する旨を議決し、川口市長は、令和７年３月６日に、本件団体を本件美術館の指定管理者として指定した。

川口市は、同月３１日に本件団体との間で、本件美術館の管理に関し、指定期間中の指定管理料は９億７，２２０万円を限度とすることなどを定めた「美術館の管理に関する基本協定書」（以下「本件協定」という。）を締結した。

（３）監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から１年以内の支出はなく、今後支出が見込まれるものは、以下のとおりである。

ア　美術館の指定管理に係る費用（委託料）　９億７，２２０万円

２　判断

（１）美術館審議会におけるアドバイザーの任用に関する違法性等について

ア　財務会計上の行為について

法第２４２条第１項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、「審議会におけるアドバイザー任用等に伴う費用の支出」を違法又は不当な財務会計上の行為として主張している。

そこで、請求人が主張する財務会計上の行為が存在するかどうかについて検討する。

この点について、関係文書等により確認したところ、監査対象事項に係る費用で、本件請求から１年以内の対象となるものは存在しないことが認められた。

イ　「行為の発生から１年を経過しての請求となった理由」の正当性について

法第２４２条第２項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民

訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして監査請求に期限を設けている。

しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、１年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのは相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしている。

本件請求は、川口市長が美術館審議会におけるアドバイザーの任用等に伴う費用を支出する行為があった日から１年を経過したときになされており、請求人は、そのことを踏まえ行為のあった日から１年を経過していても住民監査請求をすることができる「正当な理由」があると主張している。

そこで、請求人の主張に、１年を経過しての請求となった「正当な理由」があるかどうかについて検討する。

この点について、最高裁判所は「普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地方自治法第２４２条第２項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と判示している（最高裁平成１４年９月１２日判決参照)。

これを本件についてみると、請求人は職員措置請求書の中で、「岡村氏は、当該美術館に係る審議会のアドバイザーであったことが当会による今般のネット調査（２０２５年４月）によって判明した」旨を主張しているが、美術館審議会の会議録は、川口市の公式ホームページにおいてその都度公開されており、この時点において、請求人は美術館審議会におけるアドバイザーの任用等に伴う費用を支出する行為があったことを認識し得る状態となっており、遅くともこの時点で、請求人が公文書公

開請求を行い、その回答を得ていれば、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り、監査請求期限に間に合うように監査請求ができたものというべきである。

ウ　小括

したがって、請求人の主張に「正当な理由」があるとは認められず、本件請求は、美術館審議会におけるアドバイザーの任用等に伴う費用を支出する行為のあった日から１年を経過して行われたものであるから、不適法な請求であると言わざるを得ない。

（２）本件美術館の指定管理者の指定等に関する違法性等について

ア　本件指定行為の財務会計上の行為の該当性について

法第２４２条の２に定める住民訴訟は、地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、地方公共団体の財務会計の適正な運営を確保することを目的として特に法律によって創設された制度である。

そのため、住民訴訟の対象となる事項は、法第２４２条第１項に定める違法な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されており、財務会計上の行為のうち「財産の管理」とは、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当すると解され（最高裁平成２年４月１２日判決参照）、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的として提起される法第２４２条第１項に定める住民監査請求においても、同様であると解される。

指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、民間事業者が有するノウハウを活用して多様化する住民ニーズに効率的に対応し、これにより地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受できるようにすることを目的とする制度である（法第２４４条の２参照）。

そして、指定管理者には、公の施設が本来の目的を達成できるようにするため、当該公の施設の使用許可処分等を含めた管理権限が委任されており（法第２４４条第２項かっこ書及び第２４４条の４第３項は、指定管理者が指定された場合には、当該指定管理者が当該公の施設の使用

許可等の処分権限を有することを前提としている。）、指定管理者の有する管理権限は、当該施設及び附属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に幅広く及ぶものである。

したがって、指定管理者の指定行為自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う行政管理的行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない。

よって、本件指定行為自体は、本件美術館の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為ということはできないと解するのが相当であり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しないと解するのが相当である。

イ　公金支出の原因となる本件指定行為の違法性等と支出の違法性等について

請求人は、本件美術館の指定管理に係る今後の費用の支出（以下「本件支出」という。）が違法又は不当であると主張し、その根拠として本件支出の原因となる本件指定行為が不当又は違法であると主張するが、請求人は、財務会計上の行為である本件支出そのものの違法性又は不当性について全く主張していないことから、請求人の主張について判断するための前提として、本件支出の原因となる行為（以下「原因行為」という。）の違法性又は不当性について検討する。

住民監査請求は、前述のとおり、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものであるから、対象となる当該執行機関又は職員の財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであることが必要であり、これに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、それのみでは足りず、更に原因行為を前提としてされた当該執行機関又は職員の行為も違法と評価されるものでなければならないと解するのが相当であると解される（最高裁平成４年１２月１５日判決参照）とされる。

このことから、財務会計上の行為、その中でも公金の支出については、

それ自体が固有の違法性又は不当性を有するということは、支出の根拠を欠いているというような場合以外には通常は想定し難く、多くは原因行為が違法又は不当であることにより、それに基づく公金の支出の違法性又は不当性が問われることになるが、地方公共団体の長が原因行為を踏まえて契約を締結するなどし、これに基づいて公金を支出したからといって、当該支出行為が直ちに違法となることはないと解すべきである。

ただし、当該原因行為が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるという場合には、当該原因行為の有効性を前提とした財務会計上の措置を講じる義務はないばかりか、そのような措置を講じるべきではないのであって、それにもかかわらず当該措置を講じたときは、違法性があるものと解するのが相当である（最高裁平成４年１２月１５日判決参照）とされる。

つまり、地方公共団体の長は、関係法令に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を当該地方公共団体に対して負担するものであるところ、このような場合には、地方公共団体の長の有する予算執行機関としての職務権限として、財務会計上の措置を講じるべきではないからである。

そこで、本件についてみると、本件美術館に係る指定管理者の指定手続については、法及び指定手続条例の規定並びに運用指針に従い、公募から指定の手続までの事務処理が行われており、一連の手続の過程全般を通じて、違法な点は認められず、また、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵も認められない。

ウ　本件指定行為の不当性について

請求人は、公共事業の企画立案に携わった者が代表を務める事業者を指定管理者として引き続き当該事業そのものの運営に関わらせ、代価として公費を受領させることが不適切である旨を主張する。

そこで、この点についてみると、岡村氏がアドバイザーを務めた美術館審議会は、本件美術館の建設に向けた基本構想・基本計画の策定に関する事項、すなわち市民のニーズ等を踏まえ、川口市に求められる美術館の在り方全般について調査審議を行う附属機関であって、請求人が主張するように、岡村氏は委員ではないアドバイザーという立場で会議において発言をし、本件美術館の在り方について関与している事実は認め

られる。

一方で、令和元年５月２９日に答申された「川口市美術館建設基本構想」において、管理運営体制については、管理運営手法として、直営方式と指定管理者方式があるとの記載があるのみであり、また、令和２年３月２３日に答申された「川口市美術館建設基本計画」において、管理運営体制については、学芸部門の他に、経営企画部門の設置が望ましいとの記載があるのみで、美術館審議会における審議の過程において、本件美術館に指定管理者制度を導入することが検討又は決定されたような事実は認められない。

また、本件美術館の運営形態について、指定管理者制度によることとなったのは、令和５年１２月２７日に川口市文化芸術審議会から川口市長に対し、「指定管理者制度が望ましい」旨の意見があったことが契機であり、同審議会の委員として岡村氏が審議に関与したというような事実は認められない。

つまり、請求人の岡村氏が本件美術館の企画立案に携わったという主張は、企画立案の一部に携わっている事実は認められるものの、指定管理者制度の導入にまで関与していたという事実は認められないことから、請求人の憶測に過ぎないものと判断せざるを得ない。

よって、本件美術館に係る指定管理者の指定手続について、不当な点があるとは認めることはできない。

エ　小括

前述のとおり、本件美術館に係る指定管理者の指定手続について、違法又は不当な点は認められず、また、当該指定に基づく本件協定書の締結についても、違法又は不当な点は認められず、現時点において、川口市に何らかの損害が発生しているという事実も認められない。

（３）まとめ

以上のことから、本件請求のうち美術館審議会におけるアドバイザーの任用等に係る部分については、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法であり、また、本件美術館の指定管理者の指定等に係る部分については、本件請求に係る指定手続及びそれに基づく協定書の締結は、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害が発生しているとまでは

認められないことから、請求には理由がないものと判断した。

（４）意見

本件請求に係る財務会計上の行為についての判断は、前述のとおりであるが、監査委員として若干の意見を述べる。

美術館建設事業は、一連の必要な手続を踏んで適切に機関決定され、既に建設工事も行われ、来年１月の開館に向けた準備が進められている。

この事業は、厳しい財政運営が見込まれる中、市政運営の重点に掲げられた大規模プロジェクトの一つで、構想の当初から市民の関心も高く、今なお、様々な意見や要望なども聞かれているが、これまでも多くの議論や丁寧な審議を経て、関係者の英知を結集した川口市の未来への投資ともいえる大事業となっている。

しかしながら、この事業の成否については、今後の施設運営の如何に懸かっているといっても過言ではない。

今回の監査請求に触れ、この事業が将来にわたり高く評価されるためにも、これまでの機関決定に携わった行政機関の関係者には、美術館を多くの市民や地域社会から長く愛される施設へと育てていく大きな責務が課せられていること、また、今後の施設運営においては、担当部局をはじめ、行政機関と関係者がより一層緊密に連携し、市民に対し透明性のある施設運営を行いながら、未来を創造した企画等への飽くなき挑戦を続ける必要があることを重く受け止める機会としていただくよう強く望むものである。